

令和7年4月30日

海津市立小中学校保護者様

海津市教育委員会  
教育長 服部 公彦

## 学校における熱中症特別警戒アラート発令時の対応について

平素より本市の教育行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和7年4月23日（水）から、今年度の暑さ指数（WBGT）及び熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの情報提供が開始されました。熱中症特別警戒アラートは、過去に例のない危険な暑さにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発令されます。

これに伴い、本市では、従来の暑さ指数（WBGT）に基づく学校の対応に加え、熱中症特別警戒アラートが発令された場合、下記のとおり対応します。

なお、暑さ指数（WBGT）に基づく学校の対応の目安を掲載していますのでご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

保護者の皆様には、引き続き、暑さ指数（WBGT）に基づいて各学校が対応することについて、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### ■熱中症特別警戒アラート発令時の対応について

- （1）全ての児童生徒、教職員等が涼しい環境で過ごすことができるよう、学校運営を行います。
- （2）発令時は、学校内における体育の授業や屋外での活動は中止、他の授業や別日に振り替えるなど対応をとります。また、部活動については、屋外での活動は中止します。なお、外部施設を利用した水泳授業など、活動場所が学校外であり、移動時の熱中症対策が十分に講じられ、児童生徒の安全が確保されている場合は、この限りではありません。
- （3）部活動における公式戦（大会）など、他の主催者の下で開催される事業に参加する際は、基本的に主催者の判断によるものとします。
- （4）学校行事については、開催の有無について校長が判断します。
- （5）児童生徒の健康・安全を確保するため、学校が引き渡し下校を実施する場合があります。
- （6）全学校統一で、臨時休校などを実施する場合があります。